

「令和8年度人権啓発事業」業務委託仕様書

1 重点課題

「インターネット上での差別・誹謗中傷による人権侵害」

2 提案にあたって

(1) 現状

インターネット上での差別・誹謗中傷による人権侵害については、これまでも重点的に取り組んできましたが、いまだ部落差別（同和問題）やその他の差別や誹謗中傷などの他人の権利を侵害する被害は後を絶ちません。

香川県県政世論調査によると、県民の関心がある人権課題のうち、「インターネットによる人権」は、平成21年度から調査の都度増加し、令和6年度には47%に達し、様々ある人権課題の中で2番目に関心のある人権課題となっています。

違法・有害情報相談センターで受け付けられた相談件数は増加傾向にあり、高止まり傾向が続いています。相談内容の内訳として、誹謗中傷が最も多く、全体の60%以上を占めています。

(2) 法律の施行

昨年4月には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化と、実施状況等の公表を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

(3) インターネット上の課題

SNSでは、自ら積極的に情報発信を行う利用者は一部に限られる一方で、他者の投稿を共有する行為は多くの利用者が日常的に行っています。そのため、SNS上で情報が広がる際には、発信よりも共有する行為が、拡散という形となって、大きな影響力を持つ構造となっています。

本人にとっては、「いいね」や共有といった軽い操作に過ぎず、また、内容への関心や意外性、共感といった感情的な要素が動機となることが多いことから、情報の正確性や他者への影響、人権への配慮が十分に検討されないままに拡散される場合があります。また、SNSの仕組みにより、短時間で広範囲に広がり、元の投稿が削除されたあとも、共有や保存によって情報が残り続けるため、影響が長期化・深刻化しやすいという特徴があります。

(4) まとめ

インターネット上での誹謗中傷によって自死者も出ており、違法・有害情報の流通が、依然深刻な状況であることを踏まえ、令和8年度は前年度に引き続き「インターネット上での差

別・誹謗中傷による人権侵害」を重点課題とし、法律の周知も含めて、インターネット上での差別・誹謗中傷が決して許されない行為であることを伝える啓発素材の提案を求めます。

なお、提案にあたっては、以下の視点を参考にしてください。

- ・ 気軽な行為が拡散という形となって、大きな影響力を持つ
- ・ 加害の意図はなくても加担している可能性がある
(人権侵害を行っているのは自分自身かもしれないという気づき)

3 委託業務内容

【必須業務】

(1) キャッチコピーの作成

分かりやすく、見た人の心に刺さるようなものにしてください。

(2) ポスターの制作

人権啓発ポスターの企画、制作、配布を行ってください。

- ① 制作部数 B 2 判縦カラー 2,400部
- ② 配布先 県内約300か所、県外約10か所
(配布先及び配布部数は、応募資格要件の確認結果通知と併せてお送りします。)
- ③ 納期 11月中旬(ポスターデータは10月末まで)
- ④ 特記事項 次の項目に関する内容をテキストで表現してください。
詳細は別途受託者と協議して定めます。
ア 香川県、香川県人権啓発推進会議
イ 「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～

(3) チラシデータの作成

ポスターの画像イメージを活用したA 4 判縦チラシデータ(両面フルカラー)を作成し、電子データで納品してください。裏面への記載事項は別途指示します。(なお、このデータは、県と香川県人権啓発推進会議(以下「推進会議」といいます。)が作成する啓発物品等にも利用する場合があります。)

(4) 動画の制作

人権啓発動画の企画、制作を行ってください。

- ① 本数 1本
- ② 秒数 30秒以内
- ③ テーマ 重点課題を踏まえ、以下の事例を参考にテーマを設定し、制作してください。
(事例)
ア 差別表現(差別・偏見の書き込み)
イ 誹謗中傷(他人の名誉を傷つける書き込み)
ウ プライバシーの侵害(写真・動画の掲載、個人情報の晒し)
エ 嫌がらせ行為(いじめなど特定の個人に対する反復的な中傷や攻撃的な投稿)
- ④ 特記事項 次の項目に関する内容をテロップで流してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。

ア 香川県、香川県人権啓発推進会議

イ 「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～

- ⑤ 留意事項 本事業終了後も複数年にわたり、県及び推進会議や市町、関係機関等のHP等の多様な媒体で放映することを前提とした汎用性の高い動画にしてください。

(5) Web・SNS広告

啓発動画を用いた効果的な広報を提案してください。

- ① 媒体 2媒体以上
テーマとした事例が発生しやすい媒体を選択するなど、
関連性や啓発力を意識して媒体を選定してください。
- ② 掲載期間 それぞれ2週間以上

(6) テレビCM

動画の放映を行ってください。

- ① 放送局 西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、テレビせとうち、岡山放送のうちから選択
- ② 放送枠 高視聴率の放送枠を重視
- ③ 放送期間 12月1日（火）から少なくとも12月15日（火）まで
- ④ 秒数 30秒以内
- ⑤ 特記事項 香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」を使用してください。
次の項目に関する内容をテロップで流してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。
ア 香川県、香川県人権啓発推進会議
イ 「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～
- ⑥ 画質等 フルハイビジョン（画角16:9）

【提案業務】

その他提案

ラジオ放送、新聞広告を使用した啓発は計画しないものとします。

（提案例）

- ・ （ラジオ、新聞以外の）メディアを活用した啓発
- ・ 県民が参加するイベントの実施
- ・ SNSを利用したイベント等、多角的な啓発

※ 提案した企画案は全て実施する想定で作成してください。例えばA～C案を提案し、そのうち評価の高い2案を選択させるのではなく、A～C案は全て実施する想定で企画案を作成してください。

【留意点】

- ・ 提案にあたっては、より多くの人に伝わるよう、媒体の選定等において効果的な組み合わせを考えてください。
- ・ 香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」を使用してください。

- ・ 制作にあたっては、第三者の著作権その他の権利を侵害することがないように留意してください。

4 納品等

- (1) ポスターは、受託者が各配布先及び納品先に折らずに発送してください。なお、送料は、受託者負担となります。
- (2) ポスターについては、現品のほか、汎用の画像処理ソフトで二次利用可能な画像データを提出してください。
- (3) 動画については、DVD 3枚を提出してください。また、WEB・SNS広告について、広告配信レポート（広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を示したものを）を提出してください。
- (4) 過去に制作した人権啓発動画の映像を用意しますので、令和8年度人権啓発動画の映像を追加して連続放映できるように設定したDVDを別途3枚提出してください。

5 その他

- (1) 成果物については、県又は推進会議においてこれを自由に使用し、又はこれを自由に使用するに当たり、その内容等を変更することがあります。
- (2) ポスター等の具体的な納期については、別途協議して定めます。
- (3) 動画については、県及び推進会議会員が有する各種映像放映媒体で配信します。
- (4) 受託者は、採用された企画及び成果物についての全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を香川県に無償で譲渡するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとします。また、全ての成果物の使用については、今年度に限定されないものとします。
- (5) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該著作物の著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物を県に引き渡すこととし、その経費は委託料に含まれます。権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとします。契約期間後においても同様とします。
- (6) 受託者は、成果物の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めのないよう調整してください。
- (7) 受託者は、委託業務に関して再委託をする場合は、県の承認を得てください。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じた場合は、その都度、協議して決定します。